三重県水源地域の保全に関する条例
平成二十七年七月十日
三重県条例第四十五号
三重県水源地域の保全に関する条例をここに公布します。
三重県水源地域の保全に関する条例

（目的）
第一条　この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地の利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、森林の有する水源のかん涵養機能の維持増進に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この条例において「水源地域」とは、第十一条第二項の規定により指定された地域をいう。
２　この条例において「特定水源地域」とは、第十一条第三項の規定により指定された地域をいう。
３　この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

（基本理念）
第三条　水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、森林の有する水源の涵養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならない。

（県の責務）
第四条　県は、前条に定める基本理念（次条から第七条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

（土地所有者等の責務）
第五条　土地所有者等は、基本理念にのっとり、水源地域における適正な土地の利用に配慮するとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）
第六条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては水源地域の保全について十分配慮するとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）
第七条　県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に対する関心と理解を深めるとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町との連携等）
第八条　県は、市町が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対して必要な協力を求めるものとする。

（国との連携等）
第九条　県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（基本施策）
第十条　県は、水源地域の保全に関し、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。
一　森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため、適切な造林、保育等の森林整備の推進その他の必要な措置を講ずること。
二　特定水源地域において、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく保安林の指定を推進するとともに、土地所有者等と市町その他規則で定める法人等との森林管理の協定に基づく森林経営の受託又は地方公共団体の森林の取得による森林の公的な管理を促進すること。
三　第十二条の規定による水源地域内の土地の所有権等の移転又は設定（以下「所有権等の移転等」という。）に関する届出に基づき、助言その他の措置を適時に行い、水源地域における適正な土地の利用を図ること。
四　水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずること。

（水源地域及び特定水源地域の指定）
第十一条　知事は、水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本的な指針（次項及び第三項において「基本指

針」という。）を定めるものとする。
２ 知事は、基本指針に沿って、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を水源地域として指定することができる。
３ 知事は、基本指針に沿って、水源地域のうち、水道事業に水を供給していることから、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため特に保全する必要がある地域を、当該地域が所在する市町の長の提案に基づき、特定水源地域として指定することができる。
４ 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町の長及び三重県森林審議会の意見を聴かなければならない。
５ 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。
６ 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る地域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
７ 知事は、前項の規定により、縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする。
８ 知事は、水源地域及び特定水源地域の指定をするときは、その旨及びその地域を告示するとともに、関係市町の長に通知しなければならない。
９ 水源地域及び特定水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
10 第四項から前項までの規定は、水源地域及び特定水源地域の指定の変更又は解除について準用する。

（土地の所有権等の移転等の届出）
第十二条 土地所有者等は、水源地域内の土地の所有権等の移転等をする契約（規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
四 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
五 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転等の後における土地の利用目的
六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
２ 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
一 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他規則で定める法人である場合
二 土地の所有権等の移転等が、非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合
三 前二号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
３ 前条第二項の規定による指定（当該指定の変更を含む。）の日から起算して三十日を経過する日までの間に当該指定に係る水源地域（変更の場合にあっては、当該変更により新たに水源地域となった地域に限る。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
４ 土地所有者等は、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条から第十六条まで及び第十九条において同じ。）の規定による届出をした後、土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（市町の長への通知等）
第十三条 知事は、前条第一項又は第四項の規定による届出があったときは、速やかに、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町の長に通知するものとする。
２ 知事は、必要があると認めるときは、前条第一項又は第四項の規定による届出に係る土地の利用に関し、当該土地が所在する市町の長に意見を求めることができる。

（報告の徴収及び立入調査等）
第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした者（次条第一項及び第二項において「届出者」という。）に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

２ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第十二条第一項若しくは第四項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源の涵養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
３ 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
４ 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言）
第十五条 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るために必要な事項に関する助言を行うことができる。
２ 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転等を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする。
３ 知事は、必要があると認めるときは、第十二条第一項又は第四項の規定による届出に係る土地の所有権等の移転等を受けようとする者に対して、第一項の事項について助言を行うことができる。

（勧告）
第十六条 知事は、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
一 第十二条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
三 第十四条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（公表）
第十七条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
２ 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町の条例との関係）
第十八条 市町が、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため適正な土地の利用を確保することが必要と認める森林の存する地域の保全に関して条例を制定した場合であって、その条例の規定の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町の地域においては、第十二条から第十七条まで及び次条の規定は、適用しない。

（過料）
第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
一 第十二条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十四条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
三 第十四条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（規則への委任）
第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十九条までの規定は、平成二十八年一月一日から施行する。
２ 第十二条の規定は、平成二十八年一月三十一日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。